

京都市告示第 8 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成31年4月1日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
公益財団法人大学コンソーシアム京都	京都市大学のまち交流センターの使用料の徴収	平成31年4月1日から平成35年3月31日まで

(総合企画局総合政策室)